

申請に必要な書類

	吸収合併 で規則 変更あり	吸収合併 で規則 変更なし
宗教法人合併認証申請書（原本）	○	○
規則の変更をしようとする事項を示す書類（3通）	○	
責任役員会議事録（原本証明をした写）	○※ 1	○
責任役員であることの証明書（原本）	○	○
総代等の同意書（原本証明をした写し）※ 2	△	△
総代等であることの証明書（原本）※ 2	△	△
包括団体の承認書※ 2	△	△
信者その他利害関係人に対し公告したことの証明書 (原本)（法第34条第1項）	○	○
信者その他利害関係人に対する公告文（原本証明をし た写）（法第34条第1項）	○	○
信者その他利害関係人に対し公告したことが分かる写 真※ 3（法第34条第1項）	○	○
財産目録（法第34条第2項）	○	○
財産目録作成等の証明書（法第34条第2項）	○	○
貸借対照表（法第34条第2項）	△※ 4	△※ 4
債権者へ公告したことの証明書（原本）（法第34条第 3項）※ 5	○	○
債権者に対する公告文（原本証明をした写）（法第34 条第3項）※ 5	○	○
債権者に対し公告したことが分かる写真※ 3（法第34 条第3項）	○	○
債権者から異議申立がなかったことの証明書（原本）	○	○
合併契約書（原本証明をした写）	○	○
合併理由書（議事録から理由が読み取れない場合）	○	○
被吸収法人の法人規則（被吸収法人が他県の場合）	○	○

※1 規則変更を伴う場合は、合併と規則変更についての議決が必要。

※2 規則に総代等のその他機関の同意、包括団体の承認を得なければならぬ旨の定めがある場合は必
要。

※3 公告文が読み取れる写真及び信者等が公告文を確認していることが分かるような写真（信者等が写
っている）をそれぞれ撮影の上、A4用紙に貼り付け（データ上でも可）て、提出すること。

※4 宗教法人法第6条の事業を行っている場合のみ必要。

※5 知れている債権者がいる場合は個別の催告が必要なるため、ご相談ください。

※6 吸収法人が新たに事業を行うことになる場合は、必要書類が別にありますので、ご相談ください。

※7 合併して新たに宗教法人を設立する場合は、必要書類が別にありますので、ご相談ください。